

公益財団法人富山県健康づくり財団 行動計画

女性が活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

○ 行動計画

令和4年4月1日～令和8年3月31日（令和4～7年度）

○ 目標

有給休暇の取得日数を全職員平均年間11日以上にする。

○ 取組内容・実施時期

取組内容：管理職から有給休暇の取得を積極的に促す。

令和4年4月～ 管理職から口頭による有給休暇の取得促進を開始

令和6年4月～ 有給休暇の取得促進のポスターを事業所内に掲示

令和7年4月～ 有給休暇の取得日数が少ない職員への管理職による個別面談開始